

イノシシ被害にお困りの皆さんへ

農林振興課林業振興係 ☎0824-73-1227

捕獲を希望する方は市へ連絡を

市は、イノシシ被害の対策として、主に庄原市有害鳥獣捕獲班による捕獲を行っています。この捕獲班は各地域の猟友会とともに組織され、市の依頼を受けて、くくりわなや銃器などにより有害鳥獣を捕獲します。

捕獲を希望する方は、農林振興課林業振興係または各支所地域振興室へご連絡ください。

自衛捕獲には狩猟免許が必要

くくりわな・箱わな・捕獲柵などの猟具で、イノシシを捕獲するには、わな猟免許の取得が必要です。わな猟免許を取得している方で、自己所有地へ猟具を設置し、イノシシを捕獲したい方は、市へイノシシの捕獲許可申請をしてください。

また、許可を受けてわなを設置する際には、事故に十分に注意し、設置標示など安全対策をしてください。

イノシシ防除に補助金

イノシシ被害の防止のため、本年度に有害鳥獣防除事業を実施しようとする方に補助金を交付します。本年4月以降の購入・設置が補助の対象となります。

●補助金額

補助対象資材	補助率
電気柵 トタンフェンス	資材購入費の1/2で 1世帯当たり 限度額6万円
捕獲柵	購入に要する経費の1/2以内で1基当たり8万円を限度とする。 (同一年度で地域の場合3基まで、個人の場合1基まで)

●申請方法

補助金を希望する方は9月30日までに、印鑑、資材購入領収書、設置状況の写真を持参し、農林振興課または各支所地域振興室の窓口で申請してください。

●補助金交付

申請書に基づき、書類審査および抽出により現地検査をした後、指定の口座へ振り込みます。

●注意点

電気柵・トタン柵・ネット・フェンスなど、防除柵の設置は細心の注意を払い、ガードレールなどの公共物に影響を与えたり、他人に迷惑をかけたりのないように注意してください。また、地域で話し合っており、より効果的な方法で設置しましょう。

在宅介護を支援します

在宅高齢者家族介護慰労金

■家族介護慰労金とは

寝たきりなど重度の介護が必要な人を、在宅で介護している家族などに対して、その精神的・経済的負担を軽減するために、家族介護慰労金を支給しています。支給の対象になる方は忘れずに申請してください。

なお、申請手続きなどについては、高齢者福祉課介護保険係または各支所保健福祉担当室、市内の居宅介護支援事業所にご相談ください。

■在宅高齢者の該当要件

- ①市内に住所があり、居住している人
- ②要介護4または5の認定を受けている人
- ③在宅で介護が必要な人

■支給対象者

該当要件の①～③全てに該当する人を平成20年2月1日から7月31日の間、在宅で介護している同居家族などに支給します。

■支給額

在宅で介護した月数に応じて、

月額4千円を支給します。(医療機関、介護保険施設などに、入所していた月は除きます。)

■申請に必要な書類

- ①在宅高齢者家族介護慰労金支給申請書(居宅介護支援事業者などの確認印が必要です。)
- ②口座振替依頼書(すでに提出している方は不要です。)
- ③印鑑

※①、②の書類は高齢者福祉課介護保険係および各支所保健福祉担当室にあります。

■申請期間

8月1日から8月20日まで。

■支給の時期

9月下旬に、指定の口座へ振り込みます。

■問い合わせ・申請窓口

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167 または各支所保健福祉担当室